

大谷口一丁目周辺地区

# 不燃化特区

版

平成30年5月

第19号

発行：板橋区 都市整備部 市街地整備課 密集地域整備グループ

## 不燃化特区事業のお知らせ

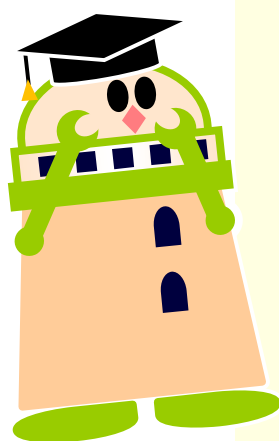
# 事業説明会・相談会のご案内

平成30年度、第一回目の説明会および相談会を開催します。

不燃化特区の助成期間は平成32年度末までです。この期間内に工事等が完了し、助成金の支払いを完了する必要があるため、時間の余裕がありません。また、空き家の除却だけでも、助成対象となります。

なお、助成を受けるためには、**設計や工事の契約前に申請**が必要です。

**助成事業の活用をご検討されている方は、まずは一度ご参加ください。**



### 【日時】

一日目：6月30日（土）

10時～12時

二日目：7月2日（月）

19時～21時

### 【会場】

大谷口地域センター（3階洋室）

住所：大谷口二丁目12番5号

内容は両日とも同じです。詳しくは、裏面もあわせてご覧ください。

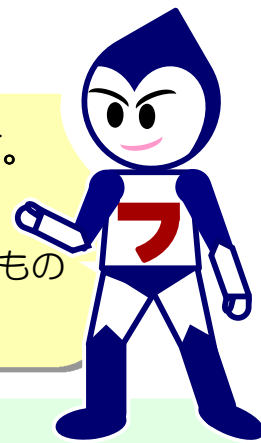
## お知らせ



### 対象建物

対象となるのは、以下の①～③を全て満たす建築物です。

- ①：主要構造部が木造のもの
- ②：耐火建築物、準耐火建築物（簡易耐火建築物を含む）以外のもの
- ③：耐用年限（木造住宅22年）の2/3を経過したもの



### 助成内容

- 除却費（最大150万円）
- 設計費（最大100万円）
- 建物除却後管理柵を設置する費用（最大25万円）
- 工事費（最大150万円）※主要生活道路沿道のみ対象

## 事前予約



事前にご連絡頂けると、スムーズな相談が可能です。（下記問い合わせ先まで）  
助成事業や建築計画以外について当日のご相談を希望される方は、**5月18日まで**  
にご連絡いただければ、相談内容に応じた専門家をお願いすることが可能です。  
また当日はご相談の概要を伺い、後日専門家を派遣することも可能です。

- 建替え相談（建替えプラン等） 建築士がご相談に応じます
- 法律の相談（借地や相続等） 弁護士、司法書士がご相談に応じます
- お金の相談（資金計画等） 税理士、ファイナンシャルプランナー

### ご予約時に 確認させて いただく内容

- ① お名前
- ② ご連絡先（住所・電話番号）
- ③ 建替え等を検討中の建物概要（住所、構造、築年数）
- ④ 主に相談されたい内容

建替えや助成事業に関するご相談は、**ご予約がなくても大歓迎です！**

「具体的な検討はしていないけど、どんな助成内容なのか聞いてみたい」という方のご参加もお待ちしています。

### このニュースや相談会に関するお問合せ先

板橋区 都市整備部市街地整備課密集地域整備グループ  
〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号  
電話：03-3579-2572 FAX：03-3579-5437  
E-mail：t-mchiiki@city.itabashi.tokyo.jp

